

大切な住まいを守るため、耐震化の実施をご検討ください。

## 木造住宅耐震改修促進事業「伝統的構法」のご案内

福井市では、木造住宅の耐震化を進めるため、耐震性が不足していると診断された住宅を対象に、伝統的構法の耐震改修工事に必要な費用の一部を補助しています。

### 申込みの要件

#### 【対象となる住宅】

- ・昭和56年5月31日以前に着工した伝統的構法の一戸建ての木造住宅。
- ・伝統診断法による耐震診断で、評価指標が30を超える住宅。

#### 【申込みできる方】

- ・以下の2つの条件を両方満たしている方。  
一戸建ての木造住宅を個人で所有し、自ら居住している方。  
市税を完納している方。
- 申込みは、1所有者につき1回限りです。

### 補助金額

耐震改修工事に必要な費用を、工事内容に応じて下記の上限額まで補助します。  
補助対象となる耐震改修工事費には、設計費・工事監理費は含まれません。

**【耐震改修】 190万円 まで（自己負担47.5万円）<sup>1</sup>**  
**（伝統的構法）**

<sup>1</sup> 「高齢者世帯」の場合、上限額は**237.5万円（自己負担なし）**となります。

「高齢者世帯」：単身または夫婦世帯で、いずれか一方が65歳以上の世帯

### 提出書類

1. 交付申請書（様式第1-1号）
2. 耐震補強計画書（様式1-2号）
3. 計算書等一式  
（診断計算書〔改修前、改修後〕 図面、見積書など）
4. 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類  
（固定資産 土地・家屋 評価証明書「注」、など）
5. 住宅の所有者の前年度の納税証明書「注」
6. 同意書（様式第1-3号） 委任状
7. 家族構成報告書（様式1-5号）

様式は建築指導課ホームページからダウンロードできます。  
申請内容により、追加書類が必要となる場合があります。  
「注」の書類は、市役所内で取得できます（有料）。

### 対象となる工事等

#### 【耐震改修】

上部構造評点1.0以上相当となる工事。

#### 「伝統的構法」の住宅の耐震改修

- 伝統的構法の住宅は、筋かいなど耐力壁による剛構造で地震に抵抗する在来工法とは異なり、地震の揺れを住宅の各部分で吸収する柔構造となっています。
- 伝統耐震診断による耐震改修は、面格子壁<sup>1</sup>や制振ダンパー<sup>2</sup>等を建物の要所に設置することにより、柔構造の特徴を生かしながら建物の安全性を高める、伝統的構法の住宅に適した耐震改修です。



1 面格子壁



2 制振ダンパー

申請の方法、補助制度の内容等について、詳しくはお問い合わせください。

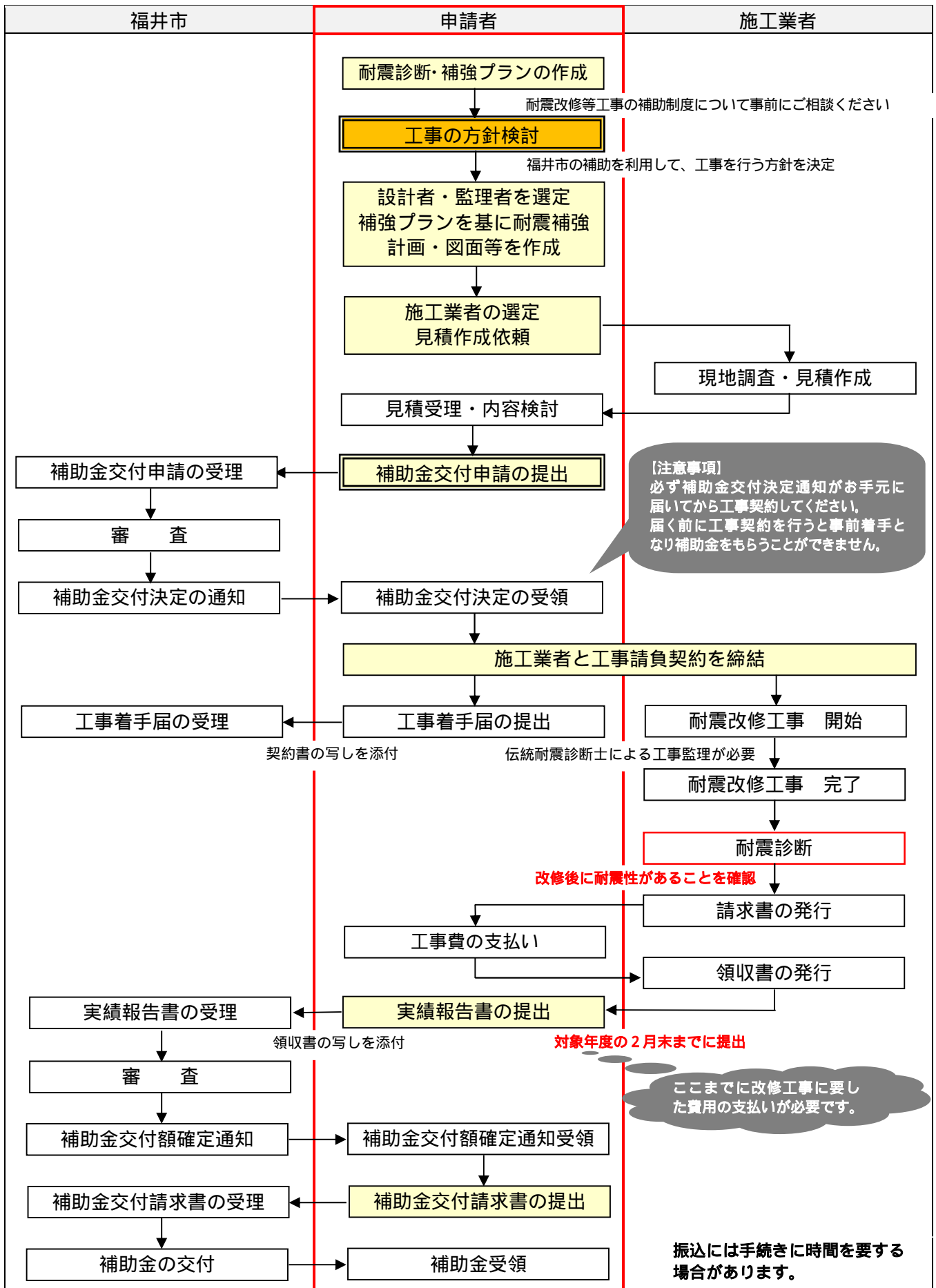
福井市役所 本館5階 建築指導課（申請・問合せ窓口）

TEL 0776-20-5574

HP



# 補助申請手続きの流れ



施工業者による補助金の代理受領を行う場合は、手続きの流れが変わります。詳しくはお問い合わせください。